

[刑事訴訟法]

1 設問 1 小問（1）

2 まず、訴因制度（256条3項、312条）のもとでは審判対象が検察官の設定
3 した（247条）訴因に限定されるから、裁判所が訴因と実質的に異なる認定を
4 して有罪判決を下すためには、訴因変更を要する。

5 訴因とは、具体的な「罪となるべき事実」（256条3項後段）である。訴因の
6 審判対象画定機能から、①審判対象の画定に不可欠な事実に変動があれば、訴
7 因変更が必要である。

8 また、訴因の防御範囲告知機能から、②一般的に被告人の防御にとって重要
9 な事実について、検察官が訴因で明示した場合にこれと異なる認定をする場合
10 にも原則として訴因変更が必要となる。しかし、被告人に不意打ちとならず、
11 かつ認定事実が訴因事実に比べて被告人に不利益でないのであれば、例外的に
12 訴因変更は不要となる。

13 設問 1 小問（2）

14 1. まず、訴因と裁判所の心証を比較すると、いずれも行為の時間が令和 5 年
15 1 月 10 日午後 10 時 20 分頃であり、場所も H 市 I 町 2 丁目 3 番 4 号所在の
16 X 方であるし、被害者も V1 である。加えて、その行為態様も V1 の頸部をロ
17 ープで強く締め付けるという点で共通するから論理的に一回しか起こり得な
18 い。したがって、審判対象画定に必要な事実に変動はない（①）。

19 2. 次に、囑託の有無は、刑の軽重を大きく左右するから、被告人の防御にと
20 って重要な事実である。また、訴因では「囑託を受け」と明示されているか
21 ら、それと異なる殺人罪の認定をするには原則として訴因変更が必要である
22 （②前段）。

23 そして、X は軽い囑託殺人罪（刑法 202 条）のための防御をしていたのに、
24 重い殺人罪（同 199 条）が認定されると X に不意打ちとなるし、認定事実の
25 方が訴因と比べて X に不利益である（②後段）。したがって、原則通り訴因
26 変更が必要となる。

27 3. よって、裁判所が訴因変更をせずに心証通りの殺人の事実を認定すること
28 はできない。

29 設問 2

30 1. まず、金品窃取目的で H 市 J 町 3 丁目 4 番 5 号の V2 方に侵入し、現金

1 153万円と腕時計1個を窃取した行為が正犯の行為であることは訴因と裁判
2 所の心証で共通するから論理的に一回しか起こり得ない。また、共同正犯で
3 あっても幫助犯であっても、広義の共犯関係にあることに変わりはなく、審
4 判対象画定に不可欠な事実に変動はない(①)。

5 2. 確かに、YがAと共謀した事実は共同正犯の成立を左右するから、Yの防
6 御にとって重要な事実であり、訴因でも明示されている(②前段)。

7 しかし、訴因で共犯関係にあることは明示されており、幫助の事実を認定
8 することがYに不意打ちにはならないし、幫助という従犯(刑法62条)に
9 は刑の必要的減軽がある(同63条)から、幫助を認定された方がYに利益
10 となる(②後段)。

11 さらに、公判ではYの行為が共同正犯に到達するかどうか争点となって
12 いたのであり、幫助犯となりうることも訴訟で上程されていたといえるから、
13 幫助の事実を認定しても争点逸脱認定として求釈明義務違反(規則208条)
14 とはならない。

15 3. したがって、裁判所は訴因変更なしで心証通り幫助の事実を認定できる。

16 設問3

17 1. 「公訴事実の同一性」(312条)は訴因変更の限界を画する機能概念である
18 から、新旧両訴因の基本的事実関係の同一性をいう。その判断では、基本的
19 には共通性基準を用いて、補完的に非両立性基準を用いる。

20 2. 令和4年9月5日午後10時頃にH市のスナックLでCがBに同内容の
21 請託をして30万円を供与した事実は共通しており、異なるのはZがBかC
22 どちらと共謀していたかのみである。また、贈賄と収賄を同時に行うことも
23 できないから、非両立関係もある。したがって、新旧両訴因の基本的事実関
24 係が同一であるとして、公訴事実の同一性も認められる。

25 以上(約1400字)